

## 函館市都市公園(東部地区)の概要

担当部局	土木部公園河川管理課(電話:0138-21-3431)
所在地	函館市見晴町56ほか
目的	市民等のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
事業概要	公園の管理運営
開館時間等	<p>供用期間: 通年          開園時間: 午前0時から午後12時まで          (管理事務所は、午前8時45分から午後5時30分まで)          休園日: なし          (管理事務所は、年末年始(12月29日～1月3日まで)は閉鎖)</p>
施設概要	<p>見晴公園、市民の森、根崎公園、日吉公園、旭岡公園、本通公園、鮫川公園、坂の上公園、湯浜公園、日吉児童公園、深堀児童公園、日吉幼児公園、日吉第2号児童公園、榎本幼児公園、花園幼児公園、本通幼児公園、滝沢児童公園、高丘児童公園、本通第1号児童公園、本通第2号児童公園、本通第3号児童公園、本通第4号児童公園、本通第2号幼児公園、上野児童公園、湯浜幼児公園、榎本第2号幼児公園、銭亀児童公園、銭亀第2号児童公園、上湯川児童公園、本通第3号幼児公園、湯川幼児公園、本通第4号幼児公園、山の手幼児公園、高丘第2号児童公園、西旭岡第2号児童公園、西旭岡第3号幼児公園、日吉第3号児童公園、西旭岡第3号児童公園、西旭岡第4号児童公園、西旭岡第1幼児公園、西旭岡第2幼児公園、西旭岡第4幼児公園、西旭岡第5幼児公園、西旭岡第6幼児公園、西旭岡第7幼児公園、西旭岡第8幼児公園、西旭岡第9幼児公園、本通第1幼児公園、上湯川第2号児童公園、本通第2街区公園、日吉第1街区公園、湯川第1街区公園、上湯川第1街区公園、山の手第2街区公園、山の手第3街区公園、戸倉第1街区公園、見晴第1街区公園、高丘第1街区公園、日吉第2街区公園、戸倉第2街区公園、榎本児童公園、高丘第2街区公園、日吉第3街区公園、日吉第4街区公園、本通第3街区公園、高松第1街区公園、上野第1街区公園、広野第1街区公園、赤坂第1街区公園、西旭岡第10街区公園、深堀第1街区公園、高松第2街区公園、日吉第5街区公園、山の手第5街区公園、上野第2街区公園、榎本第2街区公園、山の手第6街区公園、戸倉第3街区公園、日吉第6街区公園、上野第3街区公園、上野第4街区公園、日吉第7街区公園、山の手第7街区公園、本通第4街区公園、山の手第8街区公園、日吉第8街区公園、榎本第3街区公園、日吉第9街区公園、山の手第9街区公園、戸倉第4街区公園、日吉第10街区公園、山の手第10街区公園、本通第5街区公園、湯川第2街区公園、日吉第11街区公園、高松第3街区公園、山の手第11街区公園、戸倉第5街区公園、上野第5街区公園、日吉第12街区公園、湯川第3街区公園、戸倉第6街区公園、山の手第12街区公園、戸倉第7街区公園、戸倉第8街区公園、戸倉第9街区公園、山の手第13街区公園、上湯川第2街区公園、山の手第14街区公園、本通第6街区公園、本通第7街区公園、本通第8街区公園、山の手第15街区公園、駒場第1街区公園、山の手第16街区公園、日吉第13街区公園、日吉第14街区公園、日吉第15街区公園、銭亀第1号幼児公園、山の手第17街区公園、山の手第18街区公園、戸倉第10街区公園、日吉第16街区公園、日吉第17街区公園、日吉第18街区公園、日吉第19街区公園、日吉第20街区公園、旭岡南緑地、空港緑地高松ふれあい広場、日吉南緑地、鈴蘭丘南緑地、鈴蘭丘中央緑地、本通3丁目南緑地、空港緑地高松展望広場、本通3丁目西緑地、湯川黒松林、東山東緑地、川原緑道、若葉通</p> <p style="text-align: right;">全139公園(一括管理)</p>

<p>指定管理者 が行う業務 内容</p>	<p>1. 施設の維持管理に関する業務  ① 草地, 樹木, 樹林地, 花壇等に関する業務など  ② 巡視・点検, 施設の維持・修繕・保全に関する業務など  ③ 清掃, ゴミ収集および処理に関する業務など  ④ 夜間警備, 施設の開閉に関する業務など  ⑤ グラウンド, コートに関する業務など  ⑥ 除雪, 有害駆除に関する業務など</p> <p>2. 施設の管理運営に関する業務  ① 公園の利用促進や有効利用に関する業務など  ② 行為および使用(有料, 無料)の予約・申請・許可業務, 使用料の徴収に関する業務など  ③ 団体利用, 遠足等の受付, 利用調整に関する業務など  ④ 施設案内, 利用方法の説明・周知・指導業務, 利用状況の把握に関する業務など  ⑤ 利用の禁止・制限の説明, 周知, 指導に関する業務など  ⑥ 駐車場の対応, 放置車両の監視・対応に関する業務など  ⑦ 行催事の対応, 市民ボランティア・団体等の対応に関する業務など  ⑧ 広報・宣伝・広聴に関する業務など  ⑨ 事故発生時の対応, 災害発生時の対応に関する業務など  ⑩ 苦情・要望の対応に関する業務など  ⑪ 占用物件の設置・撤去等の対応に関する業務など  ⑫ 公園施設の破損・損壊等の対応に関する業務など</p> <p>3. 市または指定管理者が必要と認める業務  ① 利用者に対する傷害および賠償保険への加入など  ② 市に提出する書類の作成, 市との連絡調整など  ③ 災害発生時の避難所・避難地等の対応など  ④ 冬期の雪捨て場等の対応など  ⑤ その他必要な業務</p>
<p>施設管理 運営経費</p>	<p>市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。</p>
<p>条例</p>	<p>函館市都市公園条例</p>
<p>現指定管理者</p>	<p>函館市公園管理コンソーシアム</p>